

長野工業高等専門学校自己点検評価の実施に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用する第109条第1項の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校の教育水準の向上を図るとともに、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施目的)

第2条 本校の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、本校の教育研究水準を向上させることを目的とする。

(実施体制)

第3条 本校の運営会議において、全校的な事項に関しての自己点検評価等を行うほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価等の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 自己点検評価等の実施に関すること。
- (3) 自己点検評価等の結果の集約及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検評価等に関すること。

(実施項目)

第4条 本校は、第2条の目的を達成するために、中期計画・年度計画に掲げる事項、教育上の目的、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの各ポリシー及びその他運営会議が必要と認める事項について、自己点検評価等を実施する。

(実施時期)

第5条 運営会議は、自己点検評価実施項目により、中期目標・中期計画期間中の中間及び期末に自己点検評価等を行うものとする。

(報告書の作成及び公表)

第6条 運営会議は、自己点検評価等の結果等を取りまとめ、その報告書を公表するものとする。

(自己評価等の結果の対応)

第7条 校長は、運営会議が行った自己点検評価等の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自らその改善に努めるものとし、必要がある場合は関係する組織等にその改善策の検討を指示する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。